

「地域を支える建設業検討会議」第38回全体会議 概要

1 日 時

令和元年12月17日（火） 13時30分～15時40分

2 場 所

長建ビル5階 会議室

3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局）

（以下、「県」。ただし、建設技監は「座長」。）

4 あいさつ

（1）田下建設技監（長野県）

- ・ 台風第19号災害の被災者の皆様にお見舞い申し上げます。
- ・ 「3か年緊急対策」を進めている中での台風災害。再度災害防止の観点でビルドバックベターにより進める。ONENAGANO で一体となって施策に取り組む所存であり、皆様の更なるご協力をお願いしたい。

（2）木下会長（一般社団法人長野県建設業協会）

- ・ 台風第19号災害の被災者の皆様にお見舞い申し上げます。
- ・ 台風災害の反省点は官民で対応していくことが必要。
- ・ 県現地機関の人手不足で全容把握が困難だった。人材育成は官民あげて対応が必要。
- ・ 災害だけでなく、地域を支えるためには費用をかけて人材育成が必要。

5 議 事

（1）県からの報告事項（県から説明）

- ① 台風第19号に関する被害について 県資料1
- ② 令和元年10月専決予算、11月補正予算について 県資料2
- ③ 建設産業における担い手確保・育成と生産性の向上について 県資料3
- ④ 週休2日工事の推進について 県資料4
- ⑤ 概略数量発注方式の試行について 県資料5
- ⑥ 台風第19号による災害復旧工事等における
工事書類簡略化及び工事成績評定の取扱いについて 県資料6
- ⑦ 建設工事におけるICT技術活用の拡充について 県資料7
- ⑧ 入札制度の見直し等について 県資料8
- ⑨ 台風19号災害の復旧を円滑に行うための施工確保対策について 県資料9

⑩ 復興JV制度の導入について **県資料 10**

- ・ 各項目について、特に意見等なし

(2) 協会からの要望事項 **協会資料 No. 1**

1. 台風19号に係わる災害復旧について

- [協会] 今後の災害復旧に関連して、以下を要望する。
- (1) 河川災害復旧工事には、来年の出水期にかかってくる緊急性の高い箇所が多いと思われるが、技術者対策、仮設関係や安全管理面から現場内が服装しないよう、できるだけ工事規模をまとめて発注するとともに、適切な工期設定やフレックス工期契約などにより、発注するようお願いする。
 - (2) 災害復旧が最優先になると思うが、災害復旧に関連して通常工事の一時中止や工期延期の必要が生じた場合には、配慮するようお願いする。
 - (3) 技能者の実態として、ブロック積工、石工が不足している。特に河川復旧の工法決定に当たっては、1工法に偏らないようお願いする。
 - (4) 復旧箇所数が非常に多く、多くの資機材が必要になると思われるが、資材メーカー、2次製品メーカー、建設業協会も含めて、何月にどれ位の量が必要になるのか、事前に打ち合わせをお願いする。
 - (5) 災害復旧工事の発注に当たり、指名や随意契約方式の活用などにより、特に応急復旧対応者に配慮するようお願いする。
 - (6) 今回の大規模災害の復旧・復興工事の円滑な施工確保を図る上で、限られた技術者の有効活用が課題となる。
 - 1) 建設業法の改正に伴い、「監理技術者の専任性の緩和」措置が取られているが、緩和措置は令和3年以降となる見込みである。ついては、今回の災害の復旧・復興工事に限り、「監理技術者の兼任」を認めるよう検討をお願いする。
 - 2) 工事現場の相互の間隔「10キロ程度」の近接条件の緩和を検討するようお願いする。
 - (7) 通常工事の発注に当たって、災害復旧工事と併せて、発注時期、工期設定を検討するようお願いする。

[県] (1) (2) (7)

災害復旧工事については、再度災害防止に向けて、緊急を要する箇所から優先して工事を実施する必要がある。そのため、出水期で施行できない災害箇所や通常の事業箇所については、フレックス工期契約等の余裕期間制度や一時中止などにより、平準化を図っていく。

災害復旧を優先するなかで、通常工事の一時中止や工期延長が必要となった場合は、適正な工期の確保を含め、工事一時中止ガイドラインに

より適切に対応するので、監督員と協議していただきたい。

(3)

災害査定が始まっており、積ブロックの申請が多いと思うが、機械化施工により省力化のできる様々なブロック二次製品が開発されており、これらの製品を使用したい場合は別途協議をお願いする。変更に当たっては、河川課災害係に上げ、国への協議が必要であることを承知いただきたい。

(4)

発注ロットや発注時期、工法などについて事前の情報提供を努めるとともに、資機材の供給状況等について情報共有させていただきたい。

(5)

応急復旧工事については、急を要するものは、応急仮工事を実施した業者と随意契約を結ぶことを基本に実施しており、また、災害査定後の災害復旧工事については、迅速かつ効率的に施工するため、地域要件を10ブロックとして工事を発注することを基本としている。今回の台風災害の復旧工事については、発注件数が多く、技術者不足により入札の不調・不落が懸念されるため、各発注機関には、早期に発注ロットを決定し、公表するようお願いしている。

(6)

監理技術者の兼任、主任技術者が兼任する際の工事現場の相互の距離については、建設業法及び国の監理技術者制度運用マニュアルに従った運用をしており、その取扱いを独自に緩和することは難しい状況である。現場代理人については、平成23年の標準契約約款の改正により、運用が県に委ねられているため、緩和したところである。

なお、契約工期が重複し、工作物に一体性が認められる場合において、一方を随意契約で契約する場合には、同一の監理技術者が複数工事の全体を管理できるとされており、今回の災害復旧にあつてはこの方式を積極的に検討するよう、河川課、農地整備課から発注機関に依頼が出されている。

[協会] 発注ロットについては、まとめるよう検討していると思うが、発注機関によって、発注時期のずれや遅いところがあるため、発注時期の平準化を図るようお願いしたい。

2. 入札、契約関係について

[協会] (1) 同種工事の実績について

① 同種工事の実績を入札参加要件としている場合、過去の発注工事量の減から、実績が無い者が多く、落札者が偏っているように見受けられます。本年8月から地元企業の受注機会の確保を目的とした「地域

貢献等簡易型総合評価落札方式」が導入されたところではありますが、案件の工事内容、金額等により工事実績を問わない発注を増やしていただくご検討と、併せて、「地域貢献型」の更なる地元業者への配慮をお願いします。（南佐久・佐久、木曾、安曇野、更埴、須坂）

(2) 総合評価落札方式について

① 「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フローの見直しについて

平成30年11月21日の第35回全体会議で、応札者数が5社未満と予想される場合、5社以上の場合と比べ、応札額を下げることで価格点を上げられる可能性が高く、入札全体の平均落札率を下げる事に繋がっていると思われるので、総合評価落札方式の趣旨を考慮し、「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フローを見直し、90%未満の落札者が多い状況の改善を要望しております。また、平成29年11月21日の第32回全体会議で、失格基準価格の算定対象の応札者が5社未満になった場合、算定対象から除外された応札者が価格点で最高となり、総合評価点が最高となり落札候補者になり得る、という制度の改善要望をしております。制度の検討状況をお伺いします。（協会）

② 災害協定締結者への加点について

長野県建設業協会では、今回の台風19号に於いて長野県からの要請により、また先の台風15号に於いては、関東、北陸地方整備局からの要請により、協会を上げて支援を行ったところがございます。第37回全体会議でもご要望いたしました。総合評価の社会貢献項目として、災害協定締結者への加点を必須項目としていただきますようお願い致します。（協会、木曾）

③ 優良技術者表彰の加点について

主任技術者は請負代金額3,500万円未満だと重複できますが、入札要件で優良技術者の加点がある場合、必然的に受注が偏ることになります。優良技術者の資格で加点される工事は、優良技術者一人につき、1年に1件としていただきますようお願い致します。

（協会、南佐久・佐久）

(3) 小規模道路維持修繕工事について

小規模維持修繕工事の上限200万円を250万円に引き上げていただき感謝いたします。維持修繕の重要性が益々高まっている中であって、小規模道路維持修繕の予算の増額と早期の委託、併せて更なる上限の引き上げをお願い致します。

また、除雪、凍結防止剤散布作業又は、豪雨等による災害発生時の利用として、照明付きのライブカメラの増設をご検討願います。

（南佐久・佐久、上小、須坂）

[県]

(1)

とび・土工・コンクリート工事については、同一業種の中に様々な専門工事が包括されているので、各工事の内容に沿った同種工事实績を求めている。なお、一部工事においては、平成 29 年度から、1 級土木施工管理技士を配置することにより、同種工事实績を求めない発注を行っている。

本年 8 月から試行を開始した「地域貢献等簡易型総合評価落札方式」は、従来の「簡易型」と異なり、同種工事の実績や配置技術者資格等を評価対象とせず、地域に精通、貢献している企業を評価する方式となっており、地域の建設業者に受注機会が拡大され、同種工事实績がなかった企業がその実績を積むチャンスがある制度となっている。本方式の積極的な採用を各発注機関に依頼しているところであり、今後の発注状況、入札結果等を注視していく。

(2)

① 平成 30 年度の総合評価落札方式の平均落札率は 93.0%、そのうち応札者が 5 者未満の案件の平均落札率は 93.2%となっており、必ずしも応札者 5 者未満の案件の落札率が低いとは言えない状況。ただし、落札率 90%未満の案件の発生割合は全体に比べやや高いことは承知している。

県の欠格や低入札の基準は応札者の応札額が市場性を捉えているとして、応札額の平均値により決定しているが、5 者未満の場合は市場性が反映されにくいことから、平均値を用いずに失格基準価格を最低に設定している。

算定対象が 5 者未満となってしまう案件については、市場価格の反映がより適切に行えるよう、先ず、5 社未満の応札とならないようにすることの検討が必要となるが、検討にあたっては、協会と相談させていただきたい。

② 災害協定締結者への加点については、本年 8 月より試行を開始した「地域貢献等簡易型総合評価落札方式」の加点項目の中の「発注機関が定める地域貢献等の実績」で加点できるものとなっているため、現地機関への要望をお願いする。

③ 優良技術者表彰の表彰者と、その後の工事への配置状況を常時管理することは困難な状況です。次年度から技術者の評価期間を 3 から 4 年にする点も含めて、状況を見て検討していく。

(3)

予算の増額については、財政状況が厳しいなかで困難である。その中で、小規模維持補修工事における沿道美化については、平成 30 年度から「観光地周辺の街路樹整備」、令和元年度から「道路沿いの危険木伐採」を森林づくり県民税を充当した事業を実施している。今後も、引き続き

予算の増額に取り組んでいく。

小規模補修工事の上限額については、労務費、諸経費率及び消費税率の増加を踏まえて、本年10月に200万円から250万円に引き上げたところ。当面は、運用状況を確認していく。

ライブカメラについては、除雪、災害発生時等に道路状況を把握する上で、大変有効であると認識している。その中で、昨年度から一部の定置式凍結防止剤散布機において、カメラを設置している。冬季の道路情報のみであるが、関係する除雪業者の閲覧も可能としている。

[協会] (2) ①について、市場原理からすると、参加者が少なくなると、落札率は上がると考えるが失格基準が下限に設定されるため落札率が低い方へ誘導されてしまう。その辺を踏まえて検討してほしい。

[県] 実態を把握しながら、検討したい。

[協会] (2) ②について、協会員であることのメリットや平時も頑張れる素地として、協会が災害協定を締結していることを加点対象とするよう検討していただきたい。加えて、地域貢献型だけでなく、地域10ブロックの案件としても検討していただきたい。また、現地機関ごとの追加項目の判断ではなく、県の組織として検討していただきたい。

[座長] 要望の趣旨を踏まえ、今後検討してまいりたい。

[協会] (3) について、照明付きは、夜間に有利に働く。凍っているかなど路面状況が把握できるようにお願いしたい。

[県] 照明付きは検討する。カメラの他に気温なども把握できるので、活用してほしい。

3. 工事発注について

[協会] ○地元要望、支障物件等への対応について

地域（地元）の要望等が設計に反映されていないまま発注されたケース（伊那、中高・飯山）や、電柱等の支障物件が工事契約後も移転されていないケース（上小、木曾）や保安林解除に長期間要したケース（安曇野、須坂）等がある。

地元調整（松筑）や支障物件の移転、道路・河川占用協議（木曾、安曇野）等の行政許可や関係機関との調整等の対応を済ませてから工事を発注するようお願いする。

[県] 地元対応や条件の整備など、発注前の準備は発注者において実施することを基本としている。今後も、この基本が徹底されるよう努める。

なお、条件が整う見込みがある等、条件が未整備で入札公告する場合は、現場条件明示書にその旨を明示するとともに、各種協議等、受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった場合については、必要に応じ、工事の一時中止を行うなど適切な工期の確保及び費用の計上に努める。

4. 設計、積算について

[協会] (1) 現地と設計図書の相違について

毎年、現地機関との意見交換会で議題となっている。昨年、第35回全体会議でも要望しているが、設計図書（図面・施工手段）の現場との差異（南佐久・佐久、松筑、更埴、中高）、発注時の図面の精度不足（上小）、委託成果品の精度不足（上小）、施工が不可能・困難なケース（諏訪）、設計構造物に支障となる既設構造物の未処理（伊那）、設計と起工測量との相違（安曇野）、構造物と基準点との位置関係が明記されていないケース（大北）、当初設計書への項目未計上（須坂、飯山）等、依然として多くあるので、現地と設計の差異が無いよう、設計段階での照査を十分行って発注すると共に、施工業者が再度測量して設計を行った場合には、調査費用として別途計上するようお願いする。

(2) 交通誘導員について

下記の通り、今年も多くの支部で意見交換の中で取り上げられているので、引き続き交通誘導員に関する対応をご検討願います。

- ① 直接工事以外での誘導員の人数設定について、観光地では工事用信号機でなく交通誘導員の計上について（南佐久・佐久）
- ② 交通誘導員の設計単価と市場価格との乖離について（上小）
- ③ 工事発注が集中し、交通誘導員が手配できず工事が出来ない（諏訪）
- ④ 交通誘導員の確保が難しい中、全面通行止め施工の提案（伊那）
- ⑤ 信号機の代替えや設計単価の見直し要望（木曾）
- ⑥ 信号機や社員による交通誘導の検討要望（松筑）
- ⑦ 交通誘導員不足に対する発注者としての対応・工夫の要望（大北）

[県] (1)

設計図面をはじめとする設計図書においては、現場との差異がないよう、設計段階での照査に努めていく。また、施工条件と現場が一致しない場合などにより施工業者が再度測量する場合は、設計変更協議の対象となるので監督員と協議を行っていただきたい。

(2)

- ① 準備工等の直接工事以外の現場作業においても、交通誘導員の必要

が認められる場合においては、適切な人員の計上に努める。また、観光地等、交通量が多い箇所など交通誘導員が必要な現場については、当初から交通誘導員の計上に努める。なお、交通誘導員の人数を含め現場の交通管理については、施工前に監督員及び警察署等と十分協議を行い、当該現場に見合った最適な人員配置に努めていただきたい。

- ② 交通誘導員の設計単価については、労務単価の市場調査（労務費調査）を基に国土交通省で定めている。なお、単価には警備会社に必要な法定福利費などは含まれてないので留意していただきたい。
- ③ 工事発注の平準化については上半期 60%発注、ゼロ県債、フレックス工期の活用などにより対応している。
- ④ 迂回路等地元の条件が許せば、有効な提案である。
- ⑤ 交通量の少ないところでは、信号機による規制で問題ないと考えられる。
- ⑥ 社員による誘導は実施可能であるが、県警では教育等を受け一定のスキルを持つ人の配置が望ましいとしている。
- ⑦ 連絡会議を開催しました。交通誘導員の絶対数が不足する中で直ちに効果が上がる対策は難しいところであるが、様々な角度から対応を検討していきたい。

[協会] 交代要員の人数を含んでいるかなど、発注が現場の実情に合っていないと思われる。

5. 工事施工・品質管理・安全管理について

[協会] ○書類の簡素化について

長年に亘り、施工・品質確保分科会で検討しているが、今年も多くの支部で取り上げている。諏訪支部から施工計画書の主要資材記入に関しての提案として、①主要資材には本当に主要な材料しか載せない。②県内産資材一覧表をホームページに掲載していただく。③事前に発注者監督員と記載項目を協議し記入項目を減らすという提案がある。

また、大北支部からの要望項目として、「提出書類は情報化システム等により簡素化されているが、提示資料・安全書類等の中で、検査員・監督員の要望による提出書類が年々増加している。提出書類が「提示」となっても、結局作成するので、竣工書類にはさむことになり、実質的には簡素化になっていない。提示のための作成も含めて簡素化できるように具体的な提示のレベルを示してほしい。それらも含め改善していただきたい。」とある。

情報共有システムの一層の利用促進、施工計画書、協議書類、竣工・検査書類等の更なる簡素化をお願いする。

(南佐久・佐久、上小、諏訪、飯田、木曾、松筑、大北、須坂)

[県] 書類の簡素化について、今年度は再生資源利用計画書の提出を、全工事から省令で定める規模の工事に変更した。

ご提案の主要資材記入に関しましては、前向きに検討していく。

大北支部からの要望については、具体的にどんな書類が求められているのかご教示願いたい。

その他書類についても更なる削減が可能か、また国交省の様式との統一が事務の低減につながるのか、施工・品質確保分科会で議論させていただきたい。

なお、台風 19 号による災害復旧等の事業については、資料 6 のとおり、書類の簡素化と工事成績評定の実施を受注者が選択できるようにしている。

6. 入札参加資格付与時の新客観点数の加点項目について

[協会] ISO14000 と同等のコンパクトコスモスが中小企業に適用できるようになった。有効活用できるので、加点の 15 点について同様に扱っていただきたい。

[県] コンパクトコスモスについても加点するように検討したい。

(3) 各分科会からの報告

(各分科会座長からの報告)

※本会議と重複する内容は省略。

①技術力の確保・向上分科会

- ・ 12 月中に建設系高校の教員と支部ごとに意見交換を行い、現場見学会やインターンシップについて、よりよい方法の提案をいただく。結果は報告したい。
- ・ 協会独自に総務委員会に働き方改革小委員会を設置した。働き方改革関連法について、協会員相談や法規制、運用方法等の周知を行い、各社が離脱しないよう取り組んでいる。時間外労働の上限規制について、早くから対策できるよう文書で周知している。

②維持管理・危機管理分科会 分科会資料

- ・ 12 月 3 日に第 31 回分科会を開催した。
- ・ 県からは、1 点目は GPS 機器を活用した維持管理システムの構築として県内全て約 1500 台の機械で 5 年間の運用を行うこと、2 点目として台風第 19 号災害復旧を円滑に行うための施工確保対策について取組の説明があった。
- ・ 協会からは台風第 19 号災害復旧の発注において J V を含んだ契約方式の検討を要望したところ、今回、検討していただけると回答いただいた。
- ・ I C T 活用の取組を総合評価落札方式において評価することに対して、建設政策委

員会において支部からの意見集約を行い、要望をとりまとめたので、分科会資料のとおり報告する。

③施工・品質確保分科会

- ・ 12月11日に今年度第2回目を開催した。内容は以下のとおり。
- ・ (1)竣工書類の簡素化について、建設技術委員会から提案に対し、技術管理室から回答された。
- ・ (2)書類の標準化について、協会から土木施工管理技士会に検討部会の設置を提案。
- ・ (3)技能労働者の処遇改善に向けた取組として県から標準見積書の活用促進、建設キャリアアップシステムの活用について、新客観点数での加点、日給月給制から月給制への移行促進について説明された。また、経営者への意識調査に関するアンケートは取りまとめ中と報告された。
- ・ (4)プラスチックスマート運動について、公共調達におけるプラスチック削減の取組を協会と情報共有していく。
- ・ (5)優良技術者表彰に見直しについて、県から推薦方式への変更を提案され、若干の意見交換をした。

(4) その他（協会からの報告事項）

① 土木の日PRイベントの実施状況について（青年部） 協会資料 No. 2

- ・ 資料により説明
- ・ 今回のイベントの番組が12月29日（日曜日）にテレビ放映される。当日のイベントの様子のほか、佐久市の建設現場の若手技術者の取材、建設業と建設事務所職員の意見交換の様子、台風第19号対応などを取り込みながら紹介される。
- ・ 県職員への周知をお願いしたい。

② 意見交換会の内容について（女性部）

- ・ 1月の懇談会では、働き方改革や書類の簡素化について議題にしたい。
- ・ 書類を現場代理人が全て作業するから大変であるため、社内で働く女性の力を活用することを提案したい。

③ 維持管理分科会における今後の検討について（会長）

[協会] 台風第19号災害の応急対応において、道路は小規模維持修繕JV、河川及び砂防は従来の当番制度による企業へ依頼された。

地域を守る・支えるためには、道路に限らず、河川、砂防全て含めたメンテナンスが必要であり、入札で当番制度の企業を加点対象としている事は課題だが、河川及び砂防JVの検討をお願いする。

[座長] 今回の災害の経験を次につなげるよう、検証していく。

[県] 課題があったということで、検証しながら、JVとするか、一方で協会員でない方への配慮など、知恵を出し合いながら解決に向けて力を合わせていきたい。

(5) 講評（東日本建設業保証株式会社 小池支店長）

- ・ 「建設業の財務統計指標（平成 30 年度決算分析）」がまとまったため、報告する。
- ・ 収益性の比率である「売上高営業利益率」は、1.78%となった。一昨年度の 1.46%、昨年度の 1.57%から比較すると少しずつ好転している結果となったが、東日本平均の 2.57%との比較では、未だ低水準にあると言える。
- ・ 当該分析は、平成 30 年 4 月期決算から平成 31 年 3 月期決算までを修正したものである。
- ・ この時期の当社前払金保証実績をみると、工事場所別集計において請負金額はマイナス 13.4%の 1,656 億円、前年が 1,913 億円となっている。
- ・ 今年度の保証実績をみると、11 月末現在で、請負金額はプラス 20.0%、長野県発注工事においては、プラス 50.4%と大幅な増加となっている。
- ・ また、長野県の平均落札率をみると、平成 29 年度が 92.7%、平成 30 年度が 93.1%と若干改善されている。
- ・ 今回の結果は、落札率の改善がプラス要因、工事量の減少がマイナス要因となり、若干の好転となったとの見方もできると判断している。
- ・ 財務統計指標については、その結果にタイムラグが生じる。
- ・ 令和元年度の工事量増加、失格基準価格の 2%引き上げほか、入札制度の見直し等の要因が、来年度、あるいは再来年度の財務統計にどれほどの成果として現れるのか、その結果を注視したいと考えている。

6 閉会あいさつ（青木技術管理室長）

- ・ 台風第 19 号災害に対し、資料 9 で対策を前面に出している。これは、建設業法に抵触しない範囲として、台風第 19 号限りで施行している。今後、検証していくなかで、不足があればご意見をいただきたい。
- ・ 現場の混乱については、早期対応に対する当番対応などの扱いは、制度かマニュアルがよいか、知恵をいただきながら解決していきたい。
- ・ 受発注者とも、課題は担い手の確保に尽きるものであり、働き方改革と生産性向上が重要であるため、週休 2 日や I C T 活用工事は分科会の意見を取り入れながら相互にしっかり対応していく必要がある。小池支店長のご発言のとおり好転しているが、県は支援として今後の施策に活かしてまいりたい。

以 上